平成２９年（フ）第１７７号
福井市二の宮３丁目24番24号
債務者　有田　睦美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
福井市日光２丁目３番11号
債務者　田島千代子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
福井県越前市野岡町第30号２番地４
債務者　石本　繁夫
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５７号
広島県呉市広横路４丁目６番22号
債務者　吉田　直俊
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第７３号
広島県豊田郡大崎上島町中野4486番地１
債務者　菅　　賢
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第７４号
広島県呉市吉浦本町２丁目３番７号
債務者　中元麻由美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１５号
山口県岩国市昭和町１丁目１番15―1305号
債務者　清水由香理
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１４６号
神奈川県三浦市三崎町諸磯1248番地10
債務者　幸前佐和子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５６号
神奈川県三浦市城山町17番12号
債務者　熊谷　里香
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１６９号
神奈川県横須賀市武４丁目２番２号
債務者　冨田　敬子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６０２号
神戸市須磨区高倉台６丁目１番16―502号
債務者　松井　武彦
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４２号
神戸市中央区上筒井通５丁目４番11―102号、従前の住所神戸市灘区六甲台町10番３―1202号
債務者　行政書士菊池事務所こと　菊池　　龍
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４号
千葉県木更津市請西南４丁目31番地４　シーズコートＢ103
債務者　石橋めぐみ
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第７９０号
名古屋市緑区桃山２丁目123番地の１　トゥインクル・ツイン桃山１－Ａ号
債務者　坪井　智美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６０号
茨城県つくばみらい市高岡838番地22、前住所神奈川県中郡大磯町生沢513番地６
債務者　石井　　準
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４７５号
神奈川県小田原市国府津2364番地　国府津アパート９－306
債務者　足立　綾子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４９号
青森県東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干113番地１　村営住宅よもっと団地Ｓ棟２号
債務者　福井　有沙
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係